地　区　整　備　計　画

項　　目	内　　容						
地区施設の配置及び規模	(1)　広　場 ・街角広場　　１ヶ所　　約　５０㎡（街区の角に設ける広場で、周辺と調和した植栽がなされたもの） (2)　その他の公共空地 ・歩行者専用立体通路　　１号：幅員９m以上　延長約５０m、２号：幅員６m以上　延長約９０m、３号：幅員４m以上　延長約４００m （高さ概ね６mに位置する歩行の用に供する人工地盤、道路横断施設及び建物内通路） ・緑　地　帯　　１ヶ所　　約１００㎡（住宅・医療地区内に設ける）						
地　区　の　区　分	産　業　業　務　地　区			公益・文化地区	商業複合地区	住宅・医療地区	
地　区　の　細　区　分	産業業務－１地区	産業業務－２地区	産業業務－３地区			住宅・医療－１地区	住宅・医療－２地区
面　　積	約７．０ha	約１．３ha	約１．５ha	約６．２ha	約６．０ha	約２．１ha	約１．９ha
建築物用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。						
	(1)住宅、共同住宅、兼用住宅 (2)自動車教習所、畜舎	(1)住宅、共同住宅、兼用住宅 (2)自動車教習所、畜舎 (3)建築基準法別表第２(ぬ)項第一号に定める建築物	(1)住宅、共同住宅、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が40㎡未満の兼用住宅 (2)自動車教習所、畜舎 (3)建築基準法別表第２(ぬ)項第一号に定める建築物	(1)住宅、共同住宅、兼用住宅 (2)自動車教習所、畜舎 (3)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (4)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5)カラオケボックスその他これらに類するもの	(1)住宅、兼用住宅 (2)自動車教習所、畜舎 (3)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (4)個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類する政令で定めるもの	(1)住宅、共同住宅、兼用住宅 (2)自動車教習所、畜舎 (3)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4)カラオケボックスその他これらに類するもの	(1)住宅、兼用住宅 (2)自動車教習所、畜舎
建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度	―――――	敷地面積が２００㎡未満の建築物の容積率の最高限度は２００%とする。		―――――	―――――	―――――	―――――
建築物の敷地面積の最低限度	５，０００㎡	８０㎡		３，０００㎡	３，０００㎡	３，０００㎡	３，０００㎡
壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面までの距離は次の各号に掲げる数値以上とする。 ただし、上空に設けられる渡り廊下その他通行または運搬の用途に供する建築物等についてはこの限りではない。						
	(1)都市計画道路竜華東西線境界線から２m (2)都市計画道路久宝寺南駅前線境界線から２m (3)区画２号線境界線から２m	(1)都市計画道路竜華東西線境界線から１m		(1)都市計画道路竜華東西線境界線から４m (2)都市計画道路久宝寺南駅前線境界線から３m (3)区画１号線境界線から３m	(1)都市計画道路竜華東西線境界線から４m (2)都市計画道路久宝寺南駅前線境界線から３m (3)都市計画道路久宝寺線境界線から３m (4)区画１号線境界線から３m	(1)都市計画道路竜華東西線境界線から４m (2)都市計画道路久宝寺南駅前線境界線から３m	(1)都市計画道路竜華東西線境界線から４m
建築物の形態または意匠の制限	(1)建築物の形態、意匠については、優れた都市景観の形成に寄与すると共に、周辺環境に調和したものとする。 (2)広告物は、壁面広告を基本とし、建築物と調和したものとする。						
かき若しくはさくの構造の制限	道路、公園、広場に面する部分の門、へい、かき及びさくはフェンス若しくは鉄さく等透視可能な構造とする。 ただし、高さが０．６m以下のものについては、この限りでない。						